

世田谷区公報

目次

条 例

- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(20) …… 2
- 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例(21) …… 3
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(22) …… 4
- 世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例(23) …… 16
- 規 則**
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則(67) …… 16
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則(68) …… 17
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(69) …… 17
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(70) …… 17
- 世田谷区立千歳温水プール条例施行規則の一部を改正する規則(71) …… 17
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(72) …… 17
- 世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則(73) …… 18
- 世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則(74) …… 18
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(75) …… 19
- 訓 令 甲**
- 世田谷区勤務訓令の一部改正(16) …… 24
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(17) …… 25
- 告 示**
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(458) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(459) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(460) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(461) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(462) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(463) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

- に基づく区管理水路の廃止の告示(464) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(465) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(466) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(467) …… 25
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(468) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(469) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(470) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(471) …… 26
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(472) …… 26
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(473) …… 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(474) …… 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(475) …… 26
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(476) …… 26
- 世田谷区副区長の担任事項に関する規程の全部を改正する告示(477) …… 26
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(478) …… 27
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の廃止の告示(479) …… 27
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示(480) …… 27
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(481) …… 27
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(482) …… 27
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示(483) …… 27
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(484) …… 27
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の変更の告示(485) …… 27

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(486) …… 28
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(487) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(488) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(489) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(490) …… 28
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(491) …… 28
- 令和4年第2回世田谷区議会定例会招集の告示(492) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(493) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(494) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(495) …… 28
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(496) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(497) …… 29
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(498) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(499) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(500) …… 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(501) …… 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(502) …… 29
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(503) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(504) …… 29
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(505) …… 30
- 地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表(506) …… 30
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(507) …… 31
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示(508) …… 31
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(509) …… 31
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(510) …… 31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(511) …… 31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(512) …… 31
- 道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示(513) …… 31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(514) …… 31

- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示(515)31
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(516)31
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(517)32
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(518)32
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(519)32
- 道路法に基づく特別区道路線の認定及び認定道路の区域決定の告示(520)32
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる整備項目の一部改正の告示(521)32
- 地方自治法に基づく予算の公表(522)32
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(523)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(524)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(525)32
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(526)33
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(527)33
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(528)33
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(529)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(530)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(531)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(532)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(533)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(534)33
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(535)34
- 世田谷区風景づくり条例に基づく風景づくり計画変更の告示(536)34
- 公 告**
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(44)34
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(45)34
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(46)34
- 都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(47)34
- 都市計画法に基づく都市計画変更

- 案縦覧の公告(48)34
- 世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(49)35
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(50)35
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(51)35
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(52)35
- 国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告(53)35
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(54)36
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(55)36
- 世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告(56)36
- 世田谷区個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の実施状況公表の公告(57)36
- 告 示 (選)**
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示(5)37
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和4年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(6)37
- 公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(7)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院(東京都選出)議員選挙におけるポスター掲示場設置の告示(8)37
- 公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示(9)37
- 地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和4年6月21日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(10)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における各投票区の投票所を定める告示(11)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を定める告示(12)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における在外選挙人名簿に登録されてい

- る選挙人に係る期日前投票所を定める告示(13)37
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理人選任の告示(14)37
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理人選任の告示(15)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における開票の場所及び日時の告示(16)37
- 公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づく令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票管理者及び同職務代理人選任の告示(17)37
- 公職選挙法に基づく令和4年7月10日執行の参議院(東京都選出)議員選挙及び参議院(比例代表選出)議員選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時の告示(18)37
- 令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における投票管理者の一部を変更する告示(19)37
- 告 示 (農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(6)38
- 告 示 (監)**
- 地方自治法に基づく令和3年度財政援助団体等監査に係る措置結果公表の告示(5)38

条 例

次に掲げる条例を公布する。

令和4年6月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第20号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第21号

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

世田谷区条例第22号

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第23号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第22号)の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。
- (教員特殊業務手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

(世田谷区特別区税条例の一部改正)

- 第1条 世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。
- 第15条第4項を次のように改める。
- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。
- 第15条第6項を次のように改める。
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。
- 第20条第1項第2号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。
- 第20条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の」に改める。
- 第23条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)」で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。
- 第24条第2項中「記載された事項」の次に「(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)」を加える。
- 第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- 書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
- 第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「扶養親族(控除対象扶養親族)を「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者である、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者)」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 特定配偶者の氏名
- 付則第3条の5の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。
- 付則第8条第2項を次のように改める。
- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。
- 付則第11条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。
- 付則第14条の2第4項を次のように改める。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
- 付則第14条の3第4項を次のように改める。
- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用

- する。
- 付則第14条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項の条約適用配当等申告書」を「年分の所得税に係る同条第4項の確定申告書」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。))」を削る。
- 付則第18条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)」を削る。
- 付則第19条を削る。
- (世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 第2条 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(令和3年6月世田谷区条例第32号)の一部を次のように改正する。
- 第24条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。
- 附則
- (施行期日)
- 第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第1条中世田谷区特別区税条例第24条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例第24条の3の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例付則第3条の5の2第1項の改正規定、同条例付則第11条第3項の改正規定、同条例付則第18条の改正規定並びに同条例付則第19条を削る改正規定、第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
 - (3) 第1条中世田谷区特別区税条例第15条第4項及び第6項の改正規定、同条例第20条の3第1項及び第2項の改正規定、同条例第23条第1項ただし書の改正規定、同条例付則第8条第2項の改正規定、同条例付則第14条の2第4項の改正規定、同条例付則第14条の3第4項の改正規定並びに同条第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (区民税に関する経過措置)
- 第2条 第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)第24条の2第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の世田谷区特別区税条例(以下「旧条例」という。)第24条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第24条の3第1項の規定は、2

号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の世田谷区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和5年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部に次のように加える。

東京都市計画化鳥山二・三丁目地区地区整備計画区域	東京都市計画北鳥山二・三丁目地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画区域	東京都市計画放射23号線沿道地区地区整備計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 東京都市計画北鳥山二丁目北部地区地区整備計画の部を次のように改める。

東京都市計画北鳥山二丁目北部地区地区整備計画	住宅団地地区	次に掲げる用途の建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅のうち、各住戸の住戸専用部分の床面積が30㎡以上であるもの (2) 法別表第2(イ)項第6号に規定する老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (3) 法別表第2(イ)項第9号に規定する巡回派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法施行令（以下この部において「施行令」という。）第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 法別表第2(ハ)項第5号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち施行令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (5) (1)から(4)までに掲げる用途に係る建築物に附属するもの（施行令第130条の5の5で定めるものを除く。）	10分の15	10分の4	1 計画図 1に示すとおり、1号壁面線については、隣地境界線又は道路境界線から5m。ただし、法別表第2(イ)項第3号に規定する共同住宅においては、高さが4m以下の部分については、隣地境界線から5m又は道路境界線から2m	法別表第2(イ)項第9号に規定する巡回派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、施行令第130条の4に定める公益上必要な建築物	35m。ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4mを加えたもの (2) 計画図1に示す1号壁面線に係る部分については、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの (3) 計画図1に示す3号壁面線に係る部分については、当該部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じ
------------------------	--------	--	--------	-------	--	---	---

	<p>て得たものに10mを加えたもの</p> <p>(4) 計画図1に示す4号壁面線に係る部分にあっては、当該部分から地区計画境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに17.5mを加えたもの</p>
<p>1に示すとおり、2号壁面線については、計画図2に示す北鳥山二丁目公園の境界線又は隣地境界線から5m</p> <p>3 計画図1に示すとおり、3号壁面線については、隣地境界線から5m</p> <p>4 計画図1に示すとおり、4号壁面線については、地区計画境界線から5m。ただし、法別表第2(い)項第3号に規定する共同住宅にあっては、高さが4m以下の部分については、地区計画境界線から2</p>	

<p>東京部 市計画 放射23 号線沿 道地区 地区整 備計画</p>	<p>幹線沿道地区</p>	<p>住商協調地区</p>	<p>ジャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 法別表第2(へ)項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの</p>	<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号、第6項各号又は第9項に該当する営業の用に供するもの 2 法別表第2(ほ)項第2号に規定する射的場、勝馬投票券売場外車券売場その他これらに類するもの 3 法別表第2(へ)項第3号に規定するナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 4 法別表第2(へ)項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫 5 法別表第2(と)項第4号に規定する同表(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>	<p>4号壁面線については、区画道路境界線又は都市計画道路計画線から3m</p> <p>5 計画図3に示すとおり、5号壁面線については、区画道路境界線から1m</p> <p>6 計画図2及び計画図3に示すとおり、6号壁面線については、区画道路境界線から1m</p>	<p>(1) 当該部分から計画図3に示す全方位斜線における敷地境界線等までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す北側斜線における敷地境界線等までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの</p>	<p>地の部分に出る形状</p>	<p>28m</p>
---	---------------	---------------	---	---	--	--	------------------	------------

<p>住宅地区A</p>	<p>住宅地区B</p>	<p>住宅地区</p>	<p>10分の8。 ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路(計画書に示す区画道路をいう。以下この項において同じ。)又は都又は都市計画市計画道路(都市計画法第11条第1項の規定により都市計画施設として定められた道路をいう。以下この項において同じ。)の部分(建築物の敷</p>	<p>10分の4。 ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分(道路として整備された当該敷地に建築する場合(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告があった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告があった区域に建築する場合(建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物を建築するに限り、この場合において、当該敷地のうち土地区</p>	<p>19m</p>	<p>16m</p>	<p>100㎡。ただし、次の場合は、この限りでない。 (1) 建築物の敷地に接する区画道路又は都市計画道路の部分(道路として整備された当該敷地に建築する場合(2) 道路の築造を伴う開発行為について、工事完了の公告があった区域に建築する場合 (3) 土地区画整理事業の認可等の公告があった区域に建築する場合(建築物の敷地が土地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物を建築するに限り、この場合において、当該敷地のうち土地区</p>
--------------	--------------	-------------	--	--	------------	------------	--

	<p>画整理道路に係る部分の面積は、敷地の積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。）</p>
<p>域に建築する場合（建築物の敷地が土地地区画整理道路に接する場合又は当該敷地内に土地地区画整理道路がある場合においては、区長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物を建築するときに限る。この場合において、当該敷地のうち土地地区画整理道路に係る部分の面積は、敷地面積に算入しないものとする。）</p>	<p>地が2以上の区画道路及び都市計画道路に接する場合は、それぞれの区画道路及び都市計画道路の部分とする。以下この項において同じ。）が道路として整備された当該敷地に建築する場合 (2) 道路の築造を伴う開発行為について、都市計画画法第36条第3項の規定による工事が完了した旨の公</p>

積又は
敷地の
部分の
面積に
算入し
ないも
のとす
る。)

告(以
下この
項にお
いて「
工事完
了の公
告」と
いう。)
のあっ
た区域
に建築
する場
合
(3) 次の
公告の
あった
区域(以
下この
項にお
いて「
土地
区画整
理事業
の認可
等の公
告のあ
った区
域」と
いう。)
に建築
する場
合(建
築物の
敷地が
当該区
域に係
る事業
計画に
定めら
れた公
共施設
として
の道路
(以下

この項
において「土
地区画
整理道
路」と
いう。)に接す
る場合
又は当
該敷地
内に土
地区画
整理道
路があ
る場合
におい
ては、
区長が
交通上、
安全上、
防火上
及び衛
生上支
障がな
いと認
めた建
築物を
建築す
るとき
に限る。
この場
合にお
いて、
当該敷
地のう
ち土地
区画整
理道路
に係る
部分の
面積は、
敷地面
積又は

敷地の部分の面積に算入しないものとする。)ア 土地区画整理法第9条第3項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の公告及び同法第10条第3項の規定による事業計画の変更について認可の公告

イ 土地区画整理法第21条第3項の規定による土地区画整理組合の設立についての認可の公告及び同法第39条第4項の規定による事業計画の変更について認可の公告
ウ 土地区画整理法第51条の9第

3項の規
定による
土地画
区画整理
事業の施
行につい
ての認可
の公告及
び同法第
51条の10
第2項の
規定によ
る事業計
画の変更
について
の認可の
公告土
地区画整
理法第55
条第9項
及び第69
条第7項
の規

定による事業計画の決定の公告並びに同法第55条第13項及び第69条第10項の規定による事業計画の変更の公告
オ 土地地区画整理法第71条の3第11項の規定による施行規程及び事業計画の認可の公告

			<p>別表第3中</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">東京都市計画世田谷西部地域宇奈根地区地区整備計画</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 0 10px;">を</td> <td style="padding: 5px;">東京都市計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区整備計画</td> </tr> </table> <p>東京都市計画世田谷西部地域宇奈根地区地区整備計画 に改める。</p>	東京都市計画世田谷西部地域宇奈根地区地区整備計画	を	東京都市計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区整備計画
東京都市計画世田谷西部地域宇奈根地区地区整備計画	を	東京都市計画世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区整備計画				
		1.5m		<p>別表第5 東京都市計画鎌田一丁目地区地区整備計画の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td style="padding: 5px;">地区整備計画の区域</td> </tr> </table> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域	地区整備計画の区域
東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域	地区整備計画の区域					
			<p>世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例 世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。 別表第1の2の部世田谷区立桜上水三丁目広場の項の次に次のように加える。</p>			
	100㎡		<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 5px;">世田谷区立シモキタ雨庭広場</td> <td style="padding: 5px;">東京都世田谷区代沢五丁目34番11号</td> </tr> </table> <p>附 則 この条例は、令和4年7月31日から施行する。</p>	世田谷区立シモキタ雨庭広場	東京都世田谷区代沢五丁目34番11号	
世田谷区立シモキタ雨庭広場	東京都世田谷区代沢五丁目34番11号					
並びに同条第15項の規定による施行規程及び事業計画の変更の公告			<p>規 則</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年6月16日 世田谷区長 保坂展人</p>			
			<p>世田谷区規則第67号 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区規則第68号 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則</p>			
	補助216号線沿道地区		<p>世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）の一部を次のように改正する。 目次中「世田谷区情報システム推進委員会」を「世田谷区情報セキュリティ委員会」に改める。 第5条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。 第5条の2第3項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。 (2) 世田谷区情報セキュリティ委員会の運営に関すること。 第11条第3項本文中「及び世田谷区情報</p>			

システム推進委員会」を「又は庁議（世田谷区庁議規則（昭和54年8月世田谷区規則第47号）第1条の庁議をいう。）その他の区の重要施策に係る会議」に改め、同項ただし書中「世田谷区情報システム推進委員会の意見を聴いて」を削り、同条第4項を削る。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 世田谷区情報セキュリティ委員会

第14条を次のように改める。

（世田谷区情報セキュリティ委員会の設置）
第14条 区の情報セキュリティ対策を総合的に実施するため、世田谷区情報セキュリティ委員会を置く。

2 世田谷区情報セキュリティ委員会の運営に関し必要な事項は、統括情報化責任者が別に定める。

第15条、第18条、第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項及び第2項中「世田谷区情報システム推進委員会」を「世田谷区情報セキュリティ委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則（平成17年4月世田谷区規則第77号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第1号及び第2号中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和4年6月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第69号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第70号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第71号

世田谷区立千歳温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第72号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第73号

世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第74号

世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第75号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の表子ども家庭課の部子ども・子育て支援担当係長の項第9号中「子ども医療・手当係」を「課内他の係等」に改め、同部に次のように加える。

子育て世帯特別給付金担当係長

(1) 子育て世帯特別給付金の給付に関すること。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6号の10様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。

2 この規則による改正前の世田谷区特別区税条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき作成された様式であって、令和4年4月1日から同年6月30日までの間に提出されたものについては、この規則による改正後の世田谷区特別区税条例施行規則の規定に基づき作成された様式とみなす。

3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立千歳温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立千歳温水プール条例施行規則（平成20年3月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第1 温水プール（25メートルプールに限る。）の項中「午後6時30分から午後8時30分まで」を「午後6時から午後8時まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「が、保育をすることができない」を削り、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とし、8の項から12の項までを削り、13の項を7の項とし、14の項を8の項とし、15の項を9の項とし、同表の16の項中「+10」を「+15」に改め、同項を同表の10の項と

し、同表中17の項を11の項とし、18の項を12の項とし、同項の次に次のように加える。

13	保育所等の利用の開始を希望する月に申込児（転園を希望する者を含む。）の兄弟姉妹（保育所等の利用を終了する予定のある者を除く。）が保育所等を現に利用し、又は当該兄弟姉妹について保育所等の利用を申し込んでいる場合	申込児が多胎児の場合	+ 6
		上記以外の場合	+ 5
14	申込児を認可外保育施設に有償で預けることを常態とする場合		+ 6

別表第2 中19の項及び20の項を削り、21の項を15の項とし、22の項から26の項までを6項ずつ繰り上げ、27の項を削り、28の項を21の項とし、29の項を22の項とし、30の項を23の項とし、同表備考第3項中「18の項」を「12の項」に改め、同表備考第5項を削り、同表備考第6項中「6の項」を「5の項」に改め、同項を同表備考第5項とし、同表備考第7項中「6の項」を「5の項」に改め、同項を同表備考第6項とし、同表備考第8項中「6の項及び7の項」を「5の項及び6の項」に改め、同項を同表備考第7項とし、同表備考第9項中「7の項」を「6の項」に改め、同項を同表備考第8項とし、同表備考第10項を削り、同表備考第11項中「13の項」を「7の項」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考第12項中「13の項及び14の項」を「7の項及び8の項」に改め、同項を同表備考第10項とし、同表備考第13項中「16の項」を「10の項」に改め、同項を同表備考第11項とし、同表備考第14項中「17の項」を「11の項」に改め、同項を同表備考第12項とし、同表備考第15項中「17の項及び26の項」を「11の項及び20の項」に改め、同項を同表備考第13項とし、同表備考第16項中「20の項から22の項まで」を「14の項から16の項まで」に改め、同項を同表備考第14項とし、同表備考第17項中「20の項から22の項まで」を「14の項から16の項まで」に改め、同項を同表備考第15項とし、同表備考第18項中「20の項から22の項まで」を「14の項から16の項まで」に改め、同項を同表備考第16項とし、同表備考第19項中「20の項から23の項まで及び25の項又は26の項」を「14の項から17の項まで、19の項及び20の項」に改め、同項を同表備考第17項とし、同表備考第20項中「21の項」を「15の項」に改め、同項を同表備考第18項とし、同表備考中第21項を第19項とし、第22項を第20項とし、第23項を第21項とする。

別表第3 第1段階の項中「26の項」を「20の項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

<p>世田谷区狂犬病予防法施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区狂犬病予防法施行規則(平成12年3月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第2条第3項中「飼い犬の登録事項(所在地・所有者氏名・所有者住所・所有者)変更届」を「飼い犬の登録事項変更届」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>4 省令第16条の3の届出は、マイクロチップ除去届(第3号の2様式)により行わなければならない。</p> <p>第1号様式から第3号様式までを次のように改める。</p> <p>様式省略</p> <p>第3号様式の次に次の1様式を加える。</p> <p>様式省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区狂犬病予防法施行規則の規定に基づき作成された様式の使用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>			<p>築等及び望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等については、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p>		<p>第1号に掲げる工作物にあっては、高さが30メートル未満</p> <p>(2) 第18条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物にあっては、高さが60メートル未満で、かつ、その占有する面積が3,000平方メートル未満</p> <p>(3) 第18条第1項第4号に掲げる工作物にあっては、工作物の建設等を行う面積が3,000平方メートル未満</p> <p>(4) 第18条第1項第5号に掲げる工作物にあっては、延長が10メートル未満</p> <p>(5) 第18条第1項第6号に掲げる工作物にあっては、橋桁下端からの高さが30メートル未満</p>					
<p>世田谷区風景づくり条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区風景づくり条例施行規則(平成11年3月世田谷区規則第22号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第18条第2項中「区域ごとに」を「区分ごとに」に改める。</p> <p>別表第1備考以外の部分を次のように改める。</p> <p>別表第1(第18条関係)</p> <p>法第16条第1項第1号(建築物の建築等)に係る届出を要しない建設行為等の規模</p>	<p>風景づくり重点区域</p>	<p>水と緑の風景軸</p>	<p>見かけの高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等若しくは野川及び多摩川の堤等から容易に望見することができない建築物の建築等並びに望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等においては、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p>	<p>風景づくり重点区域</p>	<p>水と緑の風景軸</p> <p>(1) 第18条第1項第1号に掲げる工作物にあっては、見かけの高さが10メートル未満</p> <p>(2) 第18条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物にあっては、見かけの高さが10メートル未満で、かつ、その占有する面積が1,000平方メートル未満</p> <p>(3) 第18条第1項第4号に掲げる工作物にあっては、工作物の建設等を行う面積が1,000平方メートル未満</p> <p>(4) 第18条第1項第5号に掲げる工作物にあっては、延長が10メートル未満</p> <p>(5) 第18条第1項第6号に掲げる工作物にあっては、橋桁下端からの高さが10メートル未満</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="113 1288 239 1355"> <p>景観計画区域内において定められた区分</p> </td> <td data-bbox="239 1288 571 1355"> <p>届出を要しない建設行為等の規模</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1355 239 1848"> <p>一般地域</p> </td> <td data-bbox="239 1355 571 1848"> <p>低層住宅系ゾーン</p> <p>高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建築等及び望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等においては、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="113 1848 239 2128"> <p>住宅共存系ゾーン</p> </td> <td data-bbox="239 1848 571 2128"> <p>高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建</p> </td> </tr> </table>	<p>景観計画区域内において定められた区分</p>	<p>届出を要しない建設行為等の規模</p>	<p>一般地域</p>	<p>低層住宅系ゾーン</p> <p>高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建築等及び望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等においては、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p>	<p>住宅共存系ゾーン</p>	<p>高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建</p>	<p>界わい形成地区</p>	<p>隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建築等及び望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等においては、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p>		
<p>景観計画区域内において定められた区分</p>	<p>届出を要しない建設行為等の規模</p>									
<p>一般地域</p>	<p>低層住宅系ゾーン</p> <p>高さが10メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建築等及び望見したときに外観の変化を確認することができない建築物の建築等においては、その規模にかかわらず、届出を要しないものとする。</p>									
<p>住宅共存系ゾーン</p>	<p>高さが15メートル未満で、かつ、延べ面積が1,500平方メートル未満。ただし、隣接する道路等から容易に望見することができない建築物の建</p>									
			<p>別表第2備考以外の部分を次のように改める。</p> <p>別表第2(第18条関係)</p> <p>法第16条第1項第2号(工作物の建設等)に係る届出を要しない建設行為等の規模</p>							
			<p>景観計画区域内において定められた区分</p>							
			<p>届出を要しない建設行為等の規模</p>							
			<p>一般地域</p>		<p>(1) 第18条第1項</p>					

界わい形成地区 (1) 第18条第1項第1号に掲げる工作物にあっては、高さが60メートル未満 (2) 第18条第1項第2号及び第3号に掲げる工作物(近隣商業地域及び商業地域以外に設置される自動車車庫等(自動車、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車のためのもの(戸建て住宅、長屋、共同住宅等に設置される居住者用のものを除く。)に限る。)並びに自動販売機を除く。)にあっては、高さが60メートル未満で、かつ、その占有する面積が3,000平方メートル未満 (3) 第18条第1項第4号に掲げる工作物にあっては、工作物の建設等を行う面積が3,000平方メートル未満 (4) 第18条第1項第5号に掲げる工作物にあっては、全てのもの (5) 第18条第1項第6号に掲げる工作物にあっては、橋桁下端からの高さが60メートル未満	一般地域 開発区域の面積が3,000平方メートル未満	風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 開発区域の面積が500平方メートル未満	風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 開発区域の面積が3,000平方メートル未満	
	別表第4(第18条関係) 条例第29条第2項第1号(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)に係る届出を要しない建設行為等の規模			
	景観計画区域内において定められた区分	届出を要しない建設行為等の規模		
	一般地域	施行する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満		
	風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 施行する土地の区域の面積が500平方メートル未満	風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 物件を堆積する土地の区域の面積が500平方メートル未満	界わい形成地区 施行する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満	界わい形成地区 物件を堆積する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満
別表第5(第18条関係) 条例第29条第2項第2号(木竹の伐採)に係る届出を要しない建設行為等の規模				
景観計画区域内において定められた区分	届出を要しない建設行為等の規模			
一般地域	伐採する樹木を含む樹林に係る樹林地の面積が1,000平方メートル未満			
風景づくり重点区域 水と緑の風景軸及び界わい形成地区	(1) 樹木(竹を除く。)の伐採にあっては、伐採する樹木を含む樹林に係る樹林地の面積が1,000平方メートル未満で、かつ、当該樹木の高さが10メートル未満 (2) 竹の伐採にあっては、伐採する竹を含む樹林に係る樹林地の面積が1,000平方メートル未満			

備考 この表において樹林地の面積には、当該樹林地と連なる広がりをもった草地等を含むものとする。
 別表第6(第18条関係)
 条例第29条第2項第3号(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積)に係る届出を要しない建設行為等の規模

景観計画区域内において定められた区分	届出を要しない建設行為等の規模		
一般地域	物件を堆積する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満		
風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 物件を堆積する土地の区域の面積が500平方メートル未満	風景づくり重点区域 水と緑の風景軸 物件を堆積する土地の区域の面積が500平方メートル未満	界わい形成地区 物件を堆積する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満	界わい形成地区 物件を堆積する土地の区域の面積が3,000平方メートル未満

第15号様式第1面を次のように改める。
 様式省略
 第16号様式を次のように改める。
 様式省略
 第18号様式第1面を次のように改める。
 様式省略
 第18号の2様式を次のように改める。
 様式省略
 第18号の3様式第1面を次のように改める。
 様式省略
 第18号の4様式を次のように改める。
 様式省略
 附則

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区風景づくり条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則(平成2年3月世田谷区規則第35号)の一部を次のように改正する。
 別表第2を次のように改める。

別表第3から別表第6までを次のように改める。

別表第3(第18条関係)
 法第16条第1項第3号(開発行為)に係る届出を要しない建設行為等の規模

景観計画区域内において定められた区分	届出を要しない建設行為等の規模
--------------------	-----------------

別表第2(第4条関係)

(単位:円)

	工種名	仕様	単位	単価	備考
1	U形溝工(240)	人力掘削	m	14,000	
2	U形溝工(240)	機械掘削	m	12,500	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工(240・蓋)	人力掘削	m	26,000	
4	U形溝工(240・蓋)	機械掘削	m	24,400	バックホウ0.1m ³

5	特L形・U形溝工 (240)	人力掘削	m	25,300	
6	特L形・U形溝工 (240)	機械掘削	m	23,100	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工 (250B)	人力掘削	m	19,300	
8	L形溝工 (250B)	機械掘削	m	17,300	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工 (300B)	人力掘削	m	20,200	
10	L形溝工 (300B)	機械掘削	m	18,000	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工 (CO-240)		m	51,700	
12	U形溝用集水ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	83,300	
13	浸透U形ます工 (400特)	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	174,800	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	109,800	
15	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	57,000	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工 (横型)		箇所	61,500	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	65,700	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	70,100	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,300	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,500	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	9,500	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	7,900	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,400	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,800	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	14,400	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	12,200	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	人力施工	m ²	10,100	RM-40・15cm+密粒 (再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート (20型) 舗装工	機械施工	m ²	8,900	RM-40・15cm+密粒 (再生)・5cm
29	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	人力施工	m ²	14,400	RM-40・15cm+粗粒 (再生)・5cm+密粒 (再生)・5cm
30	アスファルトコンクリート (25型) 舗装工	機械施工	m ²	11,900	RM-40・15cm+粗粒 (再生)・5cm+密粒 (再生)・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	9,200	
32	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	人力施工	m ²	6,700	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート (透水15型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	5,800	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート (透水20型) 舗装工 (表層打換)	機械施工	m ²	5,700	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	人力施工	m ²	10,700	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート (透水25型) 舗装工 (表基層打換)	機械施工	m ²	9,000	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm

37	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	人力施工	㎡	6,800	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
38	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	機械施工	㎡	5,600	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
39	アスファルトコンクリート(25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	㎡	8,600	RM-40・平均3cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	28,000	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	87,200	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	10,200	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,300	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	62,200	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	65,400	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	79,700	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	32,600	
48	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	58,800	ソケット取付工を含む。
49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	69,200	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	11,600	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	14,300	
52	水替工		日	8,200	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	19,800	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	㎡	2,300	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第4条関係)

(単位:円)

種別	形状寸法		単位	単価			備考		
				人力施工		機械施工			
排水本管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m以上	m	一般	困難	110,600	深さは、人孔間の平均深さとする。		
				139,500	146,400				
	内径250mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	147,600	155,100	117,500			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	161,900		170,000	130,700
					深さ3.40m以上	m		—	—
	内径300mm	深さ2.60m以上3.00m未満	m	158,800	166,700	125,800			
				深さ3.00m以上3.40m未満	m	174,100		182,600	139,800
					深さ3.40m以上	m		—	—
	内径350mm	深さ1.80m未満	m	93,100	113,600	68,400			
				深さ1.80m以上2.20m未満	m	122,000		130,000	78,100
		深さ2.20m以上2.60m未満	m	151,500	159,600	118,200			
				深さ2.60m以上3.00m未満	m	165,600		173,900	131,200
		深さ3.00m以上3.40m未満	m	180,600	189,600	144,900			
				深さ3.40m以上	m	—		—	—

世田谷区公報

排水本管（硬質塩化ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	31,400	—	23,000	深さは、人孔間の平均深さとする。		
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	38,700	—	26,300			
	内径200mm	深さ1.00m 未満	m	32,900	—	24,600			
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	40,200	—	27,900			
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	68,700	79,800	49,500			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	83,400	94,600	59,500			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	112,600	124,100	84,200			
		深さ2.60m 以上	m	122,200	133,600	92,700			
	内径250mm	深さ1.00m 未満	m	40,900	—	30,400			
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	49,900	—	34,600			
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	73,700	85,100	53,500			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	88,900	100,300	63,800			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	118,500	130,300	88,600			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	128,600	146,000	97,600			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	142,800	—	110,700			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	内径300mm	深さ1.40m 未満	m	58,600	—	41,700			
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	83,300	95,900	61,100			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	99,400	112,200	71,800			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	130,100	143,100	97,200			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	141,000	159,900	107,000			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	156,200	—	121,000			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	内径350mm	深さ1.80m 未満	m	89,300	102,700	66,300			
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	105,700	119,100	77,000			
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	135,200	148,900	101,000			
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	147,400	161,800	111,900			
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	165,300	—	128,700			
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—			
	取付管（硬質塩化ビニル管）	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	—	25,500		—	深さは、排水本管（人孔間）の平均土被りとする。
			深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	—	27,400		—	
			深さ1.40m 以上	m	—	29,700		—	
内径200mm		深さ1.00m 未満	m	—	31,300	—			
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	—	33,300	—			
		深さ1.40m 以上	m	—	35,600	—			
管防護工（硬質塩化ビニル管）	内径150mm用		m	—	15,700	14,900			
	内径200mm用		m	—	16,400	15,600			
	内径250mm用		m	—	18,400	17,500			
	内径300mm以上用		m	—	18,900	18,100			
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m 未満	箇所	一般	—	234,100	深さは、人孔深さとする。 鉄蓋使用は、21,400円を加算する。		
				265,600					
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	285,900	—	251,800			
	深さ1.20m 以上	箇所	331,600	334,000	286,900				
	矩形人孔	深さ1.00m 未満	箇所	517,600	—	458,800			

	内法 ^{のり} 90cm×60cm	深さ1.00m以上1.20m未満	箇所	599,400	603,700	531,500	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	644,000	648,300	567,800	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	693,100	697,400	607,700	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	774,500	779,300	676,200	
		深さ2.00m以上	箇所	904,700	911,900	799,700	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	524,300	—	448,900	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	597,200	601,000	505,500	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	644,800	648,700	542,700	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	749,900	755,200	631,300	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	836,800	844,900	705,000	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	946,000	964,600	810,100	
		深さ2.80m以上3.20m未満	箇所	1,060,600	1,079,200	920,700	
		深さ3.20m以上	箇所	—	—	—	
	組立 ^く 矩形人孔 内法 ^{のり} 90cm×60cm	深さ1.20m未満	箇所	531,800	536,100	491,100	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	567,000	571,300	520,600	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	611,000	615,300	559,000	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	679,100	683,900	618,900	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	780,300	787,500	716,200	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	874,800	890,100	804,600	
		深さ2.80m以上	箇所	945,500	960,800	878,100	
	組立 ^く 矩形人孔 内法 ^{のり} 120cm×60cm	深さ1.20m未満	箇所	632,800	637,100	585,000	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	663,700	668,000	609,600	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	717,400	721,700	656,600	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	798,400	803,200	728,500	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	917,100	924,200	837,500	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	1,029,800	1,045,000	948,400	
		深さ2.80m以上	箇所	1,112,900	1,128,200	1,029,600	
	組立 ^く 円形人孔 内径90cm	深さ1.20m未満	箇所	462,100	465,900	418,300	
		深さ1.20m以上1.40m未満	箇所	508,100	511,900	455,100	
		深さ1.40m以上1.60m未満	箇所	560,100	565,300	501,100	
		深さ1.60m以上2.00m未満	箇所	600,200	605,400	532,000	
		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	664,400	672,500	589,700	
深さ2.40m以上2.80m未満		箇所	734,400	753,100	657,400		
深さ2.80m以上		箇所	—	—	—		
副管（硬質塩化ビニル管以外のもの）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	—	90,600	92,000	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	—	107,500	109,300	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	—	136,600	138,900	
		高さ2.00m以上	箇所	—	153,200	156,000	
副管（硬質塩化ビニル管）	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所	—	198,300	200,000	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所	—	216,300	218,400	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所	—	245,100	247,700	
		高さ2.00m以上	箇所	—	263,300	266,400	
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸型ます	—	深さは、ます深さと
				88,000	99,100		

	内径50cm	深さ1.00m 未満	箇所	91,000	—	—	する。 内径50cm 鉄蓋使用は 10,100円を、 内径70cm鉄 蓋使用は34, 700円を加 算する。
		深さ1.00m 以上	箇所	112,400	—	—	
		深さ1.00m 未満異形乙使用	箇所	—	104,100	—	
		深さ1.00m 以上異形乙使用	箇所	—	125,500	—	
		深さ1.00m 未満異形丙使用	箇所	—	103,700	—	
		深さ1.00m 以上異形丙使用	箇所	—	125,100	—	
	内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所	308,300		—	
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				80,700	134,000		
	内径50cm		箇所	89,500	142,900	—	
	内径35cm	格子蓋 (角型)	箇所	81,500		—	
	内径50cm	格子蓋 (標準型)	箇所	102,000		—	
L形側溝		250B	m	15,800		14,800	
		300B	m	16,300		15,300	
L形基礎		250B用コンクリート厚さ10cm	m	6,500		5,800	
		300B用コンクリート厚さ10cm	m	7,000		6,300	
仮復旧工		アスファルトコンクリート舗装工 (厚さ3cm)	m ²	3,000		—	
試験掘工		A型 (2.00m×1.00m×1.50m)	箇所	117,900		—	
		B型 (1.50m×0.70m×1.30m)	箇所	34,400		—	
		C型 (1.00m×0.70m×1.00m)	箇所	17,200		—	
		A型 (2.00m×1.00m×1.50m) アスファルト仮復旧	箇所	123,900		—	
		B型 (1.50m×0.70m×1.30m) アスファルト仮復旧	箇所	37,400		—	
		C型 (1.00m×0.70m×1.00m) アスファルト仮復旧	箇所	19,300		—	
特殊工		上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額					
障害物切回し		東京都下水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額					

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

- この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日以後に助成の申請をする者について適用し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第16号

庁 中 一 般

世田谷区勤務訓令 (令和2年4月世田谷区訓令甲第41号) の一部を次のように改正する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別表臨時特別給付班の項に次のよう

に加える。

子育て世帯特別給付金班	班長 子ども・若者部長 副班長 総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長のうち区長が指定する者 副班長 子ども・若者部子ども家庭課長	世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 子ども・若者部子ども家庭課
-------------	---	---

◎世田谷区訓令甲第17号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日

世田谷区長 保坂展人

別表3の2の部DX推進担当課の款3の項部長決定の欄第1号を削り、同欄第2号中「決定し、及び通知する」を「決定する」に改め、同号を同欄第1号とし、同欄中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項課長決定の欄第1号を削り、同欄中第2号を第1号とし、同欄第3号中「決定し、及び通知する」を「決定する」に改め、同号を同欄第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 3 情報化適用申請の可否を通知すること。

別表9の3の部環境保全課の款8の項件名の欄中「こと」を「こと。」に改める。

告 示

◎世田谷区告示第458号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z170
2 区間 世田谷区喜多見五丁目2579番1地先無番から2594番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第459号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z171
2 区間 世田谷区喜多見五丁目2596番1地先無番から2596番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第460号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 45-G194
2 廃止する起終点 世田谷区喜多見五丁目2600番1地先無番から2600番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第461号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 45-G195
2 廃止する起終点 世田谷区喜多見五丁目2603番2地先無番から2607番10地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第462号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z180
2 区間 世田谷区喜多見五丁目2933番5地先無番から2924番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第463号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z194
2 区間 世田谷区喜多見五丁目2970番1地先無番から2938番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第464号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z195
2 区間 世田谷区喜多見五丁目2937番3地先無番から2934番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第465号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z197
2 区間 世田谷区喜多見七丁目2972番1地先無番から2972番1地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第466号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 45-Z212
2 区間 世田谷区喜多見七丁目2527番3地先無番から2527番3地先無番まで
3 廃止の期日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第467号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号

世田谷区公報

45-Z253
 2 区間
 世田谷区喜多見七丁目2398番1地
 先無番から2391番地先無番まで
 3 廃止の期日
 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第468号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
45-Z256
- 2 区間
世田谷区喜多見七丁目2399番1地
先無番から2399番6地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第469号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
45-Z257
- 2 区間
世田谷区喜多見七丁目2412番1地
先無番から2412番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第470号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
45-Z275
- 2 区間
世田谷区喜多見七丁目3221番1地
先無番から3218番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月1日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見四丁目3426番10の内
- 3 変更の区域
延長 11.67メートル
幅員 0.17メートル
面積 2.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目58番42の内
- 3 変更の区域
延長 12.12メートル
幅員 0.19メートルから
0.20メートルまで
面積 3.79平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第473号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
13-D025-03
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目58番42の内
- 3 変更の区域
延長 9.50メートル
幅員 0.31メートルから
0.34メートルまで
面積 3.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月1日

◎世田谷区告示第474号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を

指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第475号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第476号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第477号

世田谷区副区長の担当事項に関する規程（令和3年9月世田谷区告示第705号）の全部を改正する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区副区長の担当事項は、次の表のとおりとする。ただし、担任に係るいずれかの副区長に事故があるとき、又はいずれかの副区長が欠けたときは、区長が指定する副区長がその職務を担任する。

副 区 長	担 任 事 項
地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序（以下「区長の職務代理順序」という。）が第1順位の副区長	(1) 政策経営部（DX推進担当部を除く。）、総務部、危機管理部、財務部、保健福祉政策部、高齢福祉部、障害福祉部、子ども・若者部及び保育部に関すること。 (2) 世田谷保健所に関すること。 (3) 行政委員会（教育委員会及び農業委員会を除く。）等との連絡に関すること。
区長の職務代理順序が第2順位の副区長	(1) 生活文化政策部、地域行政部、スポーツ推進部、環境政策部、経済産業部、清掃・リサイクル部、都市整備政策部、道路・交通計画部及び土木部に関すること。 (2) 総合支所に関すること。 (3) 教育委員会及び農業委員会との連絡に関すること。

区長の職務代理順序が第3順位の副区長 (1) 政策経営部 (DX推進担当部に限る。) に関すること。

◎世田谷区告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 ケアパートナー株式会社
- 2 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目20番14号
- 3 事業所の名称 桜新町総合支援サービス
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区新町二丁目7番2号3階
- 5 事業所番号 1331204816
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 特定なし
- 8 廃止の年月日 令和4年5月31日

◎世田谷区告示第479号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第24条の32第2項の規定による指定障害児相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 ケアパートナー株式会社
- 2 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目20番14号
- 3 事業所の名称 桜新町総合支援サービス
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区新町二丁目7番2号3階
- 5 事業所番号 1371200963
- 6 事業の種類 障害児相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 特定なし
- 8 廃止の年月日 令和4年5月31日

◎世田谷区告示第480号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人やすらぎステイズ
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 3 事業所の名称 ソレイユ相談支援センター
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 5 事業所番号 1331203867
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者
- 8 廃止の年月日 令和4年5月31日

◎世田谷区告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 ライフサポートやすらぎ有限公司
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 3 事業所の名称 ソレイユ相談支援センター
- 4 事業所の所在地 東京都世田谷区豪徳寺一丁目50番16号
- 5 事業所番号 1331204907
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者
- 8 指定の年月日 令和4年6月1日

◎世田谷区告示第482号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所ハートフル若林
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区若林五丁目38番20号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人愛あい会
- 4 指定年月日 令和4年6月1日
- 5 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第483号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 グループホームハートフル若林
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区若林五丁目38番20号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人愛あい会
- 4 指定年月日 令和4年6月1日
- 5 サービスの種類 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

◎世田谷区告示第484号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 地域密着型特別養護老人ホームハートフル若林
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区若林五丁目38番20号
- 3 事業者の名称 社会福祉法人愛あい会
- 4 指定年月日 令和4年6月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◎世田谷区告示第485号

災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所として指定した施設又は場所を、次のと

おり変更したので告示する。

令和4年6月1日

世田谷区長 保坂展人

1 変更後の指定緊急避難場所として指定した施設又は場所

別紙指定緊急避難場所一覧のとおり

2 変更後の指定避難所として指定した施設

別紙指定避難所一覧のとおり

3 変更の年月日

令和4年5月25日

別紙省略

◎世田谷区告示第486号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区羽根木二丁目1768番9の内

3 変更の区域

延長 13.94メートル

幅員 0.68メートルから
0.72メートルまで

面積 10.98平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月2日

◎世田谷区告示第487号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和4年6月2日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第488号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

32-15

2 変更の区間

世田谷区桜三丁目412番74から412番52の内まで

3 変更の区域

延長 10.47メートル

幅員 0.12メートルから
0.24メートルまで

面積 1.98平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月3日

◎世田谷区告示第489号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 28-1

(2) 28-1

2 変更の区間

(1) 世田谷区駒沢二丁目68番10の内

(2) 世田谷区駒沢二丁目68番10の内

3 変更の区域

(1) 延長 9.10メートル

幅員 0.13メートルから
0.17メートルまで

面積 1.43平方メートル

(2) 延長 10.71メートル

幅員 0.66メートルから
0.69メートルまで

面積 7.28平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月3日

◎世田谷区告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

41-42

2 変更の区間

世田谷区千歳台五丁目505番13

3 変更の区域

延長 26.21メートル

幅員 0.99メートルから
1.00メートルまで

面積 25.06平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月3日

◎世田谷区告示第491号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年6月3日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号 第2897号

2 指定年月日 令和4年6月2日

3 指定の位置 世田谷区深沢八丁目17番33番188及び1733番190

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 17.72メートル

6 申請者氏名 東京鉛株式会社
代表取締役 高橋 将仁

◎世田谷区告示第492号

令和4年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和4年6月3日

世田谷区長 保坂展人
記

1 招集する年月日 令和4年6月13日(月)午後1時

2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上馬二丁目18番13の内から18番12の内まで

3 変更の区域

延長 2.08メートル

幅員 0.20メートル

面積 0.42平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月6日

◎世田谷区告示第494号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月6日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区池尻二丁目114番1の内

3 変更の区域

延長 8.33メートル

幅員 0.16メートルから
0.27メートルまで

面積 1.77平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年6月6日

◎世田谷区告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月7日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区桜丘一丁目643番3の内
 (2) 世田谷区桜丘一丁目2587番17の内から2587番2の内まで

3 変更の区域
 (1) 延長 13.91メートル
 幅員 0.14メートルから0.18メートルまで
 面積 2.30平方メートル
 (2) 延長 12.32メートル
 幅員 0.17メートルから0.21メートルまで
 面積 2.38平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月7日

◎世田谷区告示第496号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月7日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区上馬五丁目22番32の内

3 変更の区域
 延長 9.62メートル
 幅員 0.58メートルから0.59メートルまで
 面積 5.59平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月7日

◎世田谷区告示第497号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月8日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 36-5

2 変更の区間
 世田谷区南鳥山三丁目1059番4の内

3 変更の区域
 延長 7.39メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 4.68平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月8日

◎世田谷区告示第498号
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。
 令和4年6月8日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区告示第499号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月13日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区北沢五丁目809番10の内

3 変更の区域
 延長 10.99メートル
 幅員 0.29メートルから0.31メートルまで
 面積 3.36平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月13日

◎世田谷区告示第500号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月13日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区大蔵一丁目253番1
 (2) 世田谷区大蔵一丁目253番48

3 変更の区域
 (1) 延長 21.40メートル
 幅員 1.00メートルから1.05メートルまで
 面積 24.63平方メートル
 (2) 延長 7.99メートル
 幅員 0.00メートルから0.63メートルまで
 面積 4.55平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月13日

◎世田谷区告示第501号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 33-D364-05

2 変更の区間
 世田谷区東玉川一丁目101番10の内

3 変更の区域

延長 12.12メートル
 幅員 0.16メートルから0.20メートルまで
 面積 2.23平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月14日

◎世田谷区告示第502号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 33-D095-03

2 変更の区間
 世田谷区奥沢二丁目386番2の内から386番25の内まで

3 変更の区域
 延長 12.75メートル
 幅員 0.44メートルから0.45メートルまで
 面積 5.70平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月14日

◎世田谷区告示第503号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和4年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月14日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 42-G120

2 廃止する起終点
 世田谷区粕谷二丁目136番7の内

3 廃止の期日
 令和4年6月14日

◎世田谷区告示第504号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月15日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区宮坂三丁目2344番22の内から2344番28の内まで

3 変更の区域
 延長 18.21メートル
 幅員 0.21メートルから0.23メートルまで

世田谷区公報

面積 4.04平方メートル 4 供用開始の期日 令和4年6月15日	令和4年6月15日 世田谷区長 保坂展人 1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区宮坂一丁目2455番16 3 変更の区域 延長 23.63メートル 幅員 0.00メートルから 0.10メートルまで 面積 1.40平方メートル	4 供用開始の期日 令和4年6月15日 ◎世田谷区告示第506号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。 令和4年6月15日 世田谷区長 保坂展人
---	---	--

令和3年度下半期の財政状況（令和4年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,283.9億円	1,305.5億円	597.9億円	110.7億円	88.6億円	541.0億円	3,927.5億円
収入済額	1,216.0億円	1,112.3億円	599.6億円	82.4億円	4.8億円	552.6億円	3,567.7億円
収入率	94.7%	85.2%	100.3%	74.5%	5.4%	102.1%	90.8%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	教育費	土木費	衛生費	公債費	その他	合計
予算現額	1,923.5億円	563.2億円	407.5億円	388.4億円	332.7億円	121.7億円	190.4億円	3,927.5億円
支出済額	1,627.0億円	431.0億円	312.0億円	237.9億円	194.9億円	121.3億円	160.7億円	3,084.7億円
執行率	84.6%	76.5%	76.5%	61.2%	58.6%	99.7%	84.4%	78.5%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会計		国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計	学校給食費会計
予算現額		833.4億円	224.0億円	708.3億円	31.2億円
歳入	収入済額	771.6億円	214.3億円	623.1億円	25.2億円
	収入率	92.6%	95.6%	88.0%	81.0%
歳出	支出済額	778.0億円	213.1億円	606.4億円	25.2億円
	執行率	93.4%	95.1%	85.6%	80.7%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人口計	世帯	特別区税予算現額	ひとりあたりの負担額	1世帯あたりの負担額
平成29年度	883,516人	20,097人	903,613人	476,252世帯	118,597,194千円	131,248円	249,022円
平成30年度	890,581人	21,514人	912,095人	483,199世帯	120,872,043千円	132,521円	250,150円
令和元年度	898,494人	23,062人	921,556人	490,857世帯	124,048,868千円	134,608円	252,719円
令和2年度	898,631人	21,840人	920,471人	491,879世帯	125,462,076千円	136,302円	255,067円
令和3年度	896,168人	20,977人	917,145人	491,159世帯	128,388,957千円	139,988円	261,400円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	総務債	民生債	減税等補てん債	合計
現在高	231.8億円	152.6億円	120.5億円	99.8億円	18.0億円	622.8億円
構成比	37.2%	24.5%	19.4%	16.0%	2.9%	100.0%

6. 区有財産の状況

土地	建物	工作物	有価証券	出資による権利	債権	基金
254万2,611.04㎡	128万3,160.13㎡	304億8,236万円	4億3,000万円	28億4,296万円	66億570万円	1,264億4,522万円

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区喜多見二丁目4543番2
- 3 変更の区域
延長 15.28メートル
幅員 0.40メートルから
0.46メートルまで
面積 6.72平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月17日

◎世田谷区告示第508号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年6月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第509号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年6月17日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区桜上水一丁目159番15の内から159番9の内まで
- 3 供用開始の区域
延長 8.92メートル
幅員 1.79メートルから
1.85メートルまで
面積 17.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月20日

◎世田谷区告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 36-5
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北烏山六丁目1791番3の内から1791番2の内まで
(2) 世田谷区北烏山六丁目1791番2の内から1791番10の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 14.72メートル
幅員 0.12メートルから
0.17メートルまで
面積 2.58平方メートル
(2) 延長 13.45メートル
幅員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面積 8.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月22日

◎世田谷区告示第512号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-18
- 2 変更の区間
世田谷区下馬三丁目50番83の内から50番82の内まで
- 3 変更の区域
延長 9.17メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 1.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月22日

◎世田谷区告示第513号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R4-6
- 2 認定する起終点
世田谷区桜丘四丁目2854番37の内から2854番35まで
- 3 道路の延長

71.78メートル

- 4 道路の幅員
4.00メートル
- 5 道路の面積
297.30平方メートル
- 6 供用開始の期日
令和4年6月23日

◎世田谷区告示第514号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-6
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目2854番37の内
- 3 変更の区域
延長 8.16メートル
幅員 0.05メートルから
0.10メートルまで
面積 0.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月23日

◎世田谷区告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R4-7
- 2 認定する起終点
世田谷区北烏山七丁目2229番20から2229番20地先無番の内まで
- 3 道路の延長
246.92メートル
- 4 道路の幅員
6.00メートルから7.39メートルまで
- 5 道路の面積
1545.97平方メートル

◎世田谷区告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山七丁目2229番20地先無番の内

3 変更の区域
 延長 11.64メートル
 幅員 0.88メートルから
 0.92メートルまで
 面積 10.55平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月23日

◎世田谷区告示第517号
 区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。
 この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 番号
 41-Z049

2 区間
 世田谷区北烏山七丁目2236番3地先無番から2235番3地先無番まで

3 廃止の期日
 令和4年6月23日

◎世田谷区告示第518号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
 この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 41-G128

2 指定する起終点
 世田谷区北烏山七丁目2236番3地先無番から2229番17地先無番まで

3 用途
 区管理道路

◎世田谷区告示第519号
 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。
 この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 41-G129

2 指定する起終点
 世田谷区北烏山七丁目2235番3地先無番

3 用途
 区管理道路

◎世田谷区告示第520号
 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに

認定した道路の区域を決定する。
 この関係図面は、令和4年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 R4-8

2 認定する起終点
 世田谷区祖師谷二丁目41番20の内から179番1の内まで

3 道路の延長
 216.83メートル

4 道路の幅員
 6.00メートルから6.01メートルまで

5 道路の面積
 1326.20平方メートル

◎世田谷区告示第521号
 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目（平成31年4月16日世田谷区告示第386号）の一部を次のように改正する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

別表第1の3の部(1)の項中「、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室」を削り、同部(2)の項中「洗面所等」の次に「、更衣室及び脱衣所、宿泊施設の客室」を加え、同表5の部(1)の項中「駐車のための施設」の次に「の用途に供する部分の床面積の合計が250平方メートル以上で、かつ、駐車可能台数が20台以上のもの」を、「停留のための施設」の次に「の用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの」を加え、同部(2)の項中「自動車の修理のための施設及び自動車の洗車のための施設」を「自動車修理工場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの又は自動車洗車場の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの」に改め、同部(3)の項中「自動車教習所」の次に「の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの」を加え、同表8の部中「店舗」を「店舗等」に改め、同部(1)の項から(5)の項までの規定中「もの」の次に「（卸売市場に係るものを除く。）」を加え、同表9の部(3)の項中「300平方メートル」を「200平方メートル」に改め、同表10の部中「サービス店舗」を「サービス業を営む店舗等」に改め、同表11の部(1)の項中「合計が」の次に「500平方メートル以上」を加え、同表15の部中(1)の項及び(2)の項を削り、同部(3)の項中「200平方メートル」を「500平方メートル」に改め、同項を同部(1)の項とし、同部(4)の項を同部(2)の項とし、同部(5)の項を同部(3)の項とし、同表19の部中「すべてのもの」を「用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの」に改め、同表20の部から22の部までの規定中「すべてのもの」を「用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの」に改め

る。

◎世田谷区告示第522号
 令和4年6月22日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 令和4年度世田谷区一般会計補正予算（第2次）

2 令和4年度世田谷区学校給食費会計補正予算（第1次）

別添省略

◎世田谷区告示第523号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。
 令和4年6月23日
 世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
 通所介護事業所 サンライズガーデン

2 事業所の所在地
 埼玉県深谷市上手計317番地1

3 事業者の名称
 社会福祉法人望未会

4 指定年月日
 令和4年6月1日

5 サービスの種類
 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第524号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月27日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 63-15

2 変更の区間
 世田谷区上祖師谷二丁目328番7から328番8まで

3 変更の区域
 延長 11.24メートル
 幅員 0.75メートル
 面積 8.48平方メートル

4 供用開始の期日
 令和4年6月27日

◎世田谷区告示第525号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月27日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間

世田谷区桜二丁目611番16の内
 3 変更の区域
 延長 16.20メートル
 幅員 0.05メートルから
 0.43メートルまで
 面積 2.59平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和4年6月27日

◎世田谷区告示第526号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
37-29
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢七丁目295番1の内
- 3 変更の区域
延長 9.40メートル
幅員 0.35メートルから
0.37メートルまで
面積 3.47平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月27日

◎世田谷区告示第527号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-D110-04
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢三丁目867番11の内から867番25まで
- 3 変更の区域
延長 11.06メートル
幅員 0.19メートルから
0.24メートルメートル
まで
面積 2.38平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月27日

◎世田谷区告示第528号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D022-17
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目13番12の内から13番15の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.87メートル
幅員 0.40メートルから
0.48メートルメートル
まで
面積 5.31平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月27日

◎世田谷区告示第529号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-D159-02
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1851番8の内
- 3 変更の区域
延長 6.17メートル
幅員 0.17メートルから
0.21メートルまで
面積 1.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月27日

◎世田谷区告示第530号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢六丁目55番7から55番18まで
- 3 変更の区域
延長 34.71メートル
幅員 0.25メートル
面積 8.73平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月27日

◎世田谷区告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 令和4年6月28日
- 世田谷区長 保坂展人
- 1 認定番号
28-1
 - 2 変更の区間
世田谷区若林三丁目108番57から108番58まで
 - 3 変更の区域
延長 14.24メートル
幅員 0.72メートルから
0.73メートルまで
面積 10.76平方メートル

◎世田谷区告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目13番20の内
- 3 変更の区域
延長 11.86メートル
幅員 0.36メートルから
0.43メートルまで
面積 4.74平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月28日

◎世田谷区告示第533号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢四丁目76番11から76番10まで
- 3 変更の区域
延長 16.62メートル
幅員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面積 10.50平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和4年6月29日

◎世田谷区告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年6月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

28-1
 2 変更の区間
 世田谷区三軒茶屋一丁目100番14の内
 3 変更の区域
 延長 12.55メートル
 幅員 0.55メートルから
 0.57メートルまで
 面積 7.27平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和4年6月29日

◎世田谷区告示第535号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和4年6月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和4年6月29日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 42-31
 2 変更の区間
 世田谷区松原六丁目340番38の内
 3 変更の区域
 延長 9.36メートル
 幅員 0.18メートルから
 0.19メートルまで
 面積 1.75平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和4年6月29日

◎世田谷区告示第536号
 風景づくり計画（平成20年3月世田谷区告示第222号）を変更したので、世田谷区風景づくり条例（平成11年3月世田谷区条例第3号）第6条第6項において準用する同条例第5項の規定により、次のとおり告示する。
 令和4年6月30日
 世田谷区長 保坂展人

1 風景づくり計画
 別紙のとおり
 2 施行日
 令和4年10月1日

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第44号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和4年6月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区中町四丁目 61番6 61番35 61番36	東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦

61番37	
61番38	
61番39	

◎世田谷区公告第45号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和4年6月1日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区玉堤一丁目 2363番1 2363番3 2363番4 2363番5 2363番6 2363番7 2363番8 2363番9 2363番10 2363番11 2363番12 2363番13 2363番14 2363番15 2363番16	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

◎世田谷区公告第46号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和4年6月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
 東京都市計画地区計画世田谷西部地区上祖師谷・給田地区地区計画
 2 都市計画を定める土地の区域
 変更する部分
 世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各区内
 3 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
 4 縦覧期間
 令和4年6月9日から同月23日まで
 5 意見書の提出先

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第47号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和4年6月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
 東京都市計画高度地区（世田谷西部地区上祖師谷・給田地区地区計画関連）
 2 都市計画を定める土地の区域
 削除する部分
 第1種高度地区
 世田谷区上祖師谷二丁目地内
 追加する部分
 25m第2種高度地区
 世田谷区上祖師谷二丁目地内
 3 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
 4 縦覧期間
 令和4年6月9日から同月23日まで
 5 意見書の提出先
 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第48号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和4年6月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 都市計画の種類
 東京都市計画高度地区（長期優良住宅法改正関連）
 2 都市計画を定める土地の区域
 世田谷区の全域
 3 縦覧場所
 世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
 4 縦覧期間
 令和4年6月9日から同月23日まで

<p>で 5 意見書の提出先 世田谷区都市整備政策部都市計画課</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 145 790 257">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td data-bbox="790 145 1005 257">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 257 790 448">東京都世田谷区千歳台二丁目692番1 692番3の一部</td> <td data-bbox="790 257 1005 448">東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区千歳台二丁目692番1 692番3の一部	東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎	<p>110番32 110番33 111番8 111番9 111番10 113番5 113番6 113番7 114番2 114番3 5000番21 5000番22 5000番23 5000番54 5000番55 5000番56 5000番56先無番の一部</p>
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区千歳台二丁目692番1 692番3の一部	東京都杉並区阿佐谷南三丁目35番21号 株式会社細田工務店 代表取締役 野村孝一郎					
<p>◎世田谷区公告第49号 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。 なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。 令和4年6月9日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 地区街づくり計画の名称 世田谷西部地域上祖師谷・給田地区地区街づくり計画</p> <p>2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域 世田谷区上祖師谷二丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、給田一丁目、給田二丁目及び給田三丁目各地内</p> <p>3 地区街づくり計画の変更の案の縦覧場所 世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課</p> <p>4 縦覧期間及び意見書の提出期間 令和4年6月9日から同月23日まで</p> <p>5 意見書の提出先 世田谷区烏山総合支所街づくり課</p>	<p>◎世田谷区公告第52号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和4年6月21日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>5000番57 5000番58 5000番59 5000番60 5000番61 5000番62 5000番63 5000番65 5000番66 5000番68 5000番69 5000番70 5000番72 5000番73 5000番74 5000番75 5000番76 5000番77 5000番78 5000番79 5000番80 5000番81 5000番82 5000番83 5000番84 5000番87 5000番89 5000番90 5000番93 5000番96 5000番97 5000番98 5000番99 5000番100</p>				
<p>◎世田谷区公告第50号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和4年6月16日 世田谷区長 保坂展人</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 694 790 795">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td data-bbox="790 694 1005 795">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 795 790 1870">東京都世田谷区大蔵三丁目97番1 97番16 97番20 97番21 97番22 97番23 97番24 97番25 101番1 101番9 101番10 101番11 101番12 101番13 101番14 101番15 101番16 102番7 102番9 102番9先無番の一部 102番10 103番1 103番3 103番6 103番7 103番7先無番の一部 103番8 103番8先無番の一部 103番9 103番10 104番1 104番6 104番17 104番18 104番19 104番20 105番10 105番12 105番13</td> <td data-bbox="790 795 1005 1870">東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 東京都住宅供給公社 理事長 中井敬三</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区大蔵三丁目97番1 97番16 97番20 97番21 97番22 97番23 97番24 97番25 101番1 101番9 101番10 101番11 101番12 101番13 101番14 101番15 101番16 102番7 102番9 102番9先無番の一部 102番10 103番1 103番3 103番6 103番7 103番7先無番の一部 103番8 103番8先無番の一部 103番9 103番10 104番1 104番6 104番17 104番18 104番19 104番20 105番10 105番12 105番13	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 東京都住宅供給公社 理事長 中井敬三	<p>◎世田谷区公告第53号 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。 令和4年6月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業計画が定められた年月日 令和4年4月1日</p> <p>2 調査を実施する者の名称 世田谷区</p> <p>3 調査地域</p>
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区大蔵三丁目97番1 97番16 97番20 97番21 97番22 97番23 97番24 97番25 101番1 101番9 101番10 101番11 101番12 101番13 101番14 101番15 101番16 102番7 102番9 102番9先無番の一部 102番10 103番1 103番3 103番6 103番7 103番7先無番の一部 103番8 103番8先無番の一部 103番9 103番10 104番1 104番6 104番17 104番18 104番19 104番20 105番10 105番12 105番13	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号 東京都住宅供給公社 理事長 中井敬三					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 1556 335 1657">1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称</td> <td data-bbox="335 1556 566 1657">2 許可を受けた者の住所及び氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="119 1657 335 1870">東京都世田谷区喜多見五丁目3006番3 3007番2 3007番3の一部</td> <td data-bbox="335 1657 566 1870">東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕</td> </tr> </table>	1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名	東京都世田谷区喜多見五丁目3006番3 3007番2 3007番3の一部	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕	<p>◎世田谷区公告第51号 開発行為に関する工事の完了公告 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。 令和4年6月16日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区公告第53号 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。 令和4年6月27日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業計画が定められた年月日 令和4年4月1日</p> <p>2 調査を実施する者の名称 世田谷区</p> <p>3 調査地域</p>
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名					
東京都世田谷区喜多見五丁目3006番3 3007番2 3007番3の一部	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕					

世田谷区公報

世田谷区喜多見五丁目の一部
世田谷区若林一丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部

4 調査面積
0.13平方キロメートル

5 調査内容
地籍調査

6 調査期間
令和4年6月27日から令和5年3月10日まで

◎世田谷区公告第54号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和4年6月28日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区北沢一丁目487番6の一部 505番1 506番の一部	東京都品川区西品川一丁目1番1号大崎ガーデンタワー12階 株式会社デュアルトップ 代表取締役 臼井貴弘

◎世田谷区公告第55号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和4年6月28日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上用賀六丁目93番1 93番6 93番10 94番1 94番2	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井嘉浩

◎世田谷区公告第56号

情報公開制度の実施状況の公表について
世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第28条の規定により、令和3年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。
令和4年6月30日
世田谷区長 保坂展人

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況							取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示			拒否等 存否応答	
					非開示	不存在	拒否等		
区 長	332	175	118	20	2	14	4	19	
教育委員会	35	5	15	9	3	6	0	6	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	1	0	1	0	0	0	0	0	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	368	180	134	29	5	20	4	25	

2 開示決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長	区 長	23件
	教育委員会	6件
	選挙管理委員会	0件
	監査委員	0件
	農業委員会	1件
	議 会	0件
	計	30件
(2) 30日を超える延長	区 長	6件
	教育委員会	2件
	選挙管理委員会	0件
	監査委員	0件
	農業委員会	0件
	議 会	0件
	計	8件
3 その他	不服申立て件数	2件

個人情報保護制度の実施状況の公表について

世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第48条の規定により、令和3年度の個人情報保護制度の実施状況を次のとおり公表する。
令和4年6月30日
世田谷区長 保坂展人

1 個人情報を取り扱う業務の登録及び処理の委託並びに個人情報の目的外利用及び外部提供の状況	
(1) 業務登録件数	259件
(2) 外部委託件数	711件
(3) 目的外利用件数	495件
(4) 外部提供件数	555件
2 新たな個人情報の項目の電子計算機への記録の状況	
(1) システム開発等に伴う新たな記録	3件
(2) 既存システムへの記録項目の追加	0件

◎世田谷区公告第57号

3 保有個人情報の開示、訂正及び利用中止の請求の状況

(1) 保有個人情報の開示請求の状況及び保有個人情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況							取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示			拒否等 存否応答	
					非開示	不存在	拒否等		
区 長	133	17	98	14	5	8	1	4	
教育委員会	9	3	0	4	0	0	4	2	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	142	20	98	18	5	8	5	6	

(2) 開示請求に対する決定期間延長の件数	
ア 30日までの延長	20件
イ 30日を超える延長	15件

(3) 訂正請求件数	0件
(4) 利用中止請求件数	0件
4 その他	
(1) 不服申立て件数	8件

(2) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への諮問件数		
ア 収集禁止事項の収集	0	件
イ 本人外からの収集	2	件
ウ 外部委託	36	件
エ 目的外利用	2	件
オ 外部提供	3	件
カ 電子計算機への記録	3	件
キ 回線結合	30	件
ク その他	4	件

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第5号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和4年6月1日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和4年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和4年6月1日
世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,431
6分の1の数	128,591

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,258

◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和4年6月1日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第8号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院(東京都選出)議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙令和4年7月10日執行参議院(東京都選出)議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表のとおり設置する。
令和4年6月20日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第9号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
令和4年6月21日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第10号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和4年6月21日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
令和4年6月21日
世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,452
6分の1の数	128,767

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,434

◎世田谷区選挙管理委員会告示第11号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第39条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における各投票区の投票所を別紙一覧のとおり定める。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第12号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項により準用される第39条及び第40条第1項但書の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を、別紙一覧のとおり定める。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第13号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人に係る期日前投票所を別紙一覧のとおり定める。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第14号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第

37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第15号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第37条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を別紙一覧のとおり選任した。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第16号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会

- 開票場所 世田谷区立総合運動場体育館
世田谷区大蔵四丁目6番1号
- 開票日時 令和4年7月10日 午後9時

◎世田谷区選挙管理委員会告示第17号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第61条第2項及び公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第67条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における世田谷区開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第18号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第62条第6項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院(東京都選出)議員選挙及び参議院(比例代表選出)議員選挙における世田谷区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。
令和4年6月22日
世田谷区選挙管理委員会

- 場所 世田谷区選挙管理委員会室
世田谷区世田谷四丁目21番27号 世田谷区役所第一庁舎5階
- 日時 令和4年7月7日 午後5時30分開始

◎世田谷区選挙管理委員会告示第19号
令和4年6月22日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。

令和4年6月23日
世田谷区選挙管理委員会
以下省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第23回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年6月22日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和4年6月28日(火)
午後3時00分
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第5号

令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月15日

世田谷区監査委員 田 中 文 子
同 中 根 秀 樹
同 上 島 義 盛
同 河 村 みどり

公益財団法人世田谷区保健センター

1 指摘事項

令和2年度の決算書において、貸借対照表の「現金預金」残高と、キャッシュ・フロー計算書の「現金及び現金同等物」の期末残高が一致していなかった。また、税務上損金算入できない賞与引当金について加算調整をしていなかったため法人税、住民税及び事業税の申告・納付額が過少となっていた。

これらの事項について、再発防止策を検討し、正確な財務事務を行える仕組みを構築すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

キャッシュ・フロー計算書の期末残高と貸借対照表の現金預金残高との不一致については、職員の計算書作成における照合項目の見落としによる不注意により生じたもので、係内で照合作業について正しく対応するよう周知を徹底するとともに、マニユアルの中で照合チェック欄を設け、再発防止の改善を図った。

賞与引当金に関する法人税、住民税及び事業税の申告・納付額の誤りについては、当該賞与引当金に関する税務上の損金の取り扱いについて、予め顧問税理士へ処理方法の指示を仰ぐべきところ、その工程が漏れたことにより誤りが生じた。今後、職員が漏れなく情報を税理士に伝えられるよう賞与引当金の処理について、新たな勘定科目を設定し可視化できるよう改善を図った。

社会福祉法人南東北福祉事業団

1 指摘事項

令和2年度の世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金について、補助金の実績報告に添付されていた収支計算書が法人全体のものであり、補助対象事業の収支の確認が十分に行われていなかった。また、補助金交付額に影響はなかったものの、補助対象事業経費の算定方法を誤り、実際よりも多い金額が経費として計上されていた。社会福祉法人南東北福祉事業団においては、経費等の正確な算定を行い、適切な実績報告を行われない。また、担当所管部においては、実績報告等の様式を工夫するなどして、収支等の実績報告の確認と正確な算定が行える仕組みを構築すること。

2 指摘事項等に対する措置状況

世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金は、東京リハビリテーションセンター・世田谷の障害者支援施設梅ヶ丘における複数の障害福祉サービスを対象としている。補助対象事業の実績確認にあたっては、事業ごとの収支や経費を明確にし、かつ事業間で経費の重複がないことを確認する必要がある。

しかしながら、法人から提出された実績報告では、補助事業以外も含む法人全体の収支計算書が添付されており、事業ごとの収支や経費等の正確な確認が行えていなかった。

指摘の補助対象事業の収支の確認及び経費の算定方法については、実績報告の際に、事業ごとの収支や経費を記載した収支計算書の添付を求め、事業間において重複がないか等、正確な算定方法が行えるよう仕組みの改善を図った。